

「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域は、全域が優れた自然の風景地として保護されている蔵王高原県立自然公園内に位置しており、近傍には東北の名峰である蔵王連峰や七ヶ宿ダムが存在し、宮城県にとって極めて重要な景観資源や水道水源を有する地域である。</p> <p>このことから、事業の実施に当たっては、住居からの離隔等、生活環境への配慮のみならず、動植物や景観など、自然環境等への影響を十分に考慮した上で、環境影響が最小限となるよう風力発電施設の位置や設置基数を設定すること。</p>	<p>① 対象事業実施区域は全域が蔵王高原県立自然公園内に位置しており、蔵王国定公園の緩衝地帯として、環境保全上重要な地域である。当該区域における事業の実施に当たっては、住居からの離隔等、生活環境への配慮のみならず、動植物や景観など、自然環境等への影響を十分に考慮した上で、環境影響を最小限にした風力発電施設の位置や設置基数を設定すること。</p>	<p>【平野委員】</p>
<p>(2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(3) 対象事業実施区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>【2 個別事項】</p> <p>(1) 騒音・低周波音</p> <p>騒音及び低周波音については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのみではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考とするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価を行うこと。</p>	<p>② 騒音や低周波音については、国内の基準のみで評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインなど、最新の知見を活かして評価を行うこと。</p>	<p>【永幡委員】</p>
<p>(2) 水質</p> <p>工事の実施による水の濁りについては、濁水を発生させない計画だから調査を行わないということではなく、環境影響評価の項目に追加し、予測及び評価すること。また、その結果に基づき、濁水を発生させない環境保全措置を実施すること。</p>	<p>③ 工事の実施による水の濁りについては、濁水を発生させない計画だから調査を行わないということではなく、環境影響評価の項目に追加し、予測及び評価すること。また、その結果に基づき、濁水を発生させない環境保全措置を実施すること。</p>	<p>【山本会長】</p> <p>【伊藤委員】</p>

<p>(3) 地形及び地質</p> <p>対象事業実施区域は、砂防指定地や土砂災害警戒区域（地滑り）に指定された区域に隣接している。このことから、事業実施に伴う改変が周辺の地滑りを誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な防止策等を講じられないと判断される場合は、風力発電施設の設置位置の見直しを行うこと。</p>	<p>④ 対象事業実施区域は、砂防指定地や土砂災害警戒区域（地滑り）に指定された区域に隣接していることから、事業実施に伴う改変が周辺の地滑りを誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な防止策等を講じられないと判断される場合は、風力発電施設の設置位置の見直しを行うこと。</p>	<p>【伊藤委員】</p>
<p>(4) 動物</p> <p>イ 小鳥の空間飛翔密度については、100m×500mの帯状区内において風車の回転する高度を飛翔する個体数を計測するなど、適切に調査を実施すること。</p>	<p>⑤ 小鳥の空間飛翔密度については、100m×500mの帯状区内において風車の回転する高度を飛翔する個体を計数するなど、適切に調査を実施すること。</p>	<p>【由井委員】</p>
<p>ロ 鳥類の生息密度を把握するに当たっては、なわばり記図法による調査を実施すること。</p>	<p>⑥ 鳥類の生息密度を把握するに当たっては、なわばり記図法による調査を実施すること。</p>	<p>【由井委員】</p>
<p>ハ コウモリ及び小鳥の空間飛翔密度を適切に把握するため、夜間調査においては、LEDライト等を用いて目視にて計測するなど、適切に調査を実施すること。</p>	<p>⑦ コウモリ及び小鳥の空間飛翔密度を適切に把握するため、夜間調査においては、LEDライト等を用いて目視にて計測する等、適切な調査方法を設定すること。</p>	<p>【由井委員】</p>
<p>ニ 一般的にコウモリは、強風時に飛翔しないことから、適切なカットイン風速を設定し、衝突リスクを低減すること。</p>	<p>⑧ 一般的にコウモリは、強風時に飛翔しないことから、適切なカットイン風速を設定し、衝突リスクを低減すること。</p>	<p>【由井委員】</p>
<p>ホ 対象事業実施区域は、奥羽山脈沿いでブナ林等の樹洞があり、多くの希少なコウモリ等が生息又は渡りを行う地域である。このことから、コウモリ等への影響を調査するに当たっては、環境保全措置を実施する上で必要な構造や機能を有した風力発電施設の導入を想定した上で、予測及び評価すること。</p>	<p>⑨ 対象事業実施区域は、奥羽山脈沿いでブナ林等の樹洞があり、多くの希少なコウモリ等が生息又は渡りを行う地域であることから、風車の機種については、コウモリ等への影響を調査、予測及び評価した結果を踏まえ、環境保全措置を実施する上で必要な構造や機能を有したものを選定すること。</p>	<p>【由井委員】</p>

<p>(5) 景観</p> <p>主要な眺望点から主たる眺望方向を見た時の風車の見え方については、風車の存在による眺望阻害を適切に把握するため、垂直視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性や人間の視野角を考慮して、適切に予測、評価を行うこと。</p> <p>また、景観の予測・評価については、フォトモンタージュに加えて動画を作成して行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>⑩ 主要な眺望点から主たる眺望方向を見た時の風車の見え方については、風車の存在による眺望阻害を適切に把握するため、垂直視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性や人間の視野角を考慮して、適切に予測、評価を行うこと。</p> <p>また、景観の予測・評価については、フォトモンタージュに加えて動画を作成して行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>【平野委員】</p>
<p>(6) 温室効果ガス</p> <p>森林伐採や土地の改変等の工事や設置される風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄等による温室効果ガスの排出量と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。</p>	<p>⑪ 事業の実施による温室効果ガスの排出量について、定量的な予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(7) 放射線の量</p> <p>対象事業実施区域は山頂であるため、平地よりも空間放射線量が高い可能性があり、事業実施によってホットスポットが形成されることも想定されることから、放射線の量の調査、予測及び評価を適切に実施すること。</p>	<p>⑫ 対象事業実施区域は、山頂のため空間線量が平地より高い可能性があることから、「環境影響評価ガイド」表2.2の「避難指示区域等での事業を実施する場合が一つの目安」の「等」に値する。また、白石市内の山頂の空間線量は高いことから、空間線量を測る必要がある。さらに、工事の実施によって地面が露わにされ、降雨等で汚染土壌が流出し、ホットスポットが形成されることから、地面から2cm程度の土壌の比放射能を測る必要がある。これらのデータを踏まえ、汚染土壌の流出によるホットスポットの形成等の影響について、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【石井委員】</p>